

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

太田川清流の里再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

ひろしま やまがた あきおおた
広島県山県郡安芸太田町

3 地域再生計画の区域

広島県山県郡安芸太田町の全域

4 地域再生計画の目標

あきおおたちょう
安芸太田町は、広島県の北西に位置し、西は島根県に接しており、広島市から約1時間、島根県の浜田市から約1時間という、山陰・山陽の中間地点にある。本町は総面積の88%を森林が占め、それらを源に広島市等下流域の市町の水道水源となっている太田川及びその支流が町内を流れている。

近年、生活様式の変化に伴い、未処理の生活排水が流入し、太田川の水質が次第に悪化している。また、本町の西部は西中国山地国定公園に指定されており、特別名勝三段峡など多くの景勝地を有していることから多くの観光客があり、観光施設等からの排水が水質悪化に拍車をかけている。

また、本町の特産品の鮎やアマゴなどの成育への影響が心配されるとともに太田川下流域や閉鎖性水域である瀬戸内海などの公共用水域に及ぼす影響が懸念されている。

本町は平成16年10月1日に、過疎化・少子高齢化に悩む旧加計町、旧筒賀村、旧戸河内町が合併して誕生した町で、新町建設計画の中で「**西中国山地に抱かれた暮らし・交流・元気のまち**」を将来像に、西中国山地や太田川など豊かな自然環境を守り活かすまちづくりを進めている。

汚水処理施設を整備することにより、太田川及びその支流を昔のように子供が安心して遊べる清流に回復するとともに、りゅうずきょう 龍頭峡周辺、かわのぼり ビオトープ川登、ぬくい 温井ダム周辺など清流を活かした親水性のある癒し型交流資源など地域情報の発信、観光客の受け入れ態勢づくりを進める。さらに、大都市近郊といった地理的条件にあることから、自然保護活動や自然体験活動など豊かな自然を活かした都市部との多様な交流活動を推進する。

また、この整備により、観光客へのサービス向上や町民の生活環境が改善されるなど、

だれもが住みたい、住んでよかったと思えるまちづくりを促進し、清流の里の再生を目指す。

(目標1) 汚水処理施設の整備の促進 (汚水処理人口普及率を60%から90%に向上)

(目標2) 太田川の水質向上 (BODを0.60mg/Lを0.57mg/Lに向上)

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

本町においては町内全域に計画的に下水道等汚水処理施設整備を進めており、今後、公共下水道事業として加計処理区 (H12~H23)、上殿処理区 (H13~H18)、柴木処理区 (H16~H20) の整備と上記集合処理区域外の地区における浄化槽の設置を促進し、生活環境の改善や水質の向上を図っていくこととする。

この整備に加え、太田川などの自然環境を活かした都市部との交流活動を活発化させるなどの事業を一体的に推進することにより、太田川清流の里を再生する。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

- ・安芸太田町

[施設の種類]

- ・公共下水道、浄化槽

[事業区域]

- ・公共下水道 安芸太田町加計処理区
安芸太田町上殿処理区
安芸太田町柴木処理区
- ・浄化槽 集合処理区以外の区域

[事業期間]

公共下水道	平成17年度～21年度
浄化槽	平成17年度～21年度

[整備量]

・公共下水道	管渠	50～200	18,500 m
	処理場		3箇所
・浄化槽 (個人設置型)			153基

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

・公共下水道	安芸太田町加計処理区	1,150人
	安芸太田町上殿処理区	900人
	安芸太田町柴木処理区	130人
・浄化槽	集合処理区以外の区域	460人

[事業費]

公共下水道	2,413,000 千円
(うち、単独)	370,200 千円)
(うち、国費)	1,052,000 千円)
浄化槽(個人設置型)	62,049 千円
(うち、国費)	20,683 千円)
合計	2,475,049 千円
(うち、単独)	370,200 千円)
(うち、国費)	1,072,683 千円)

5 - 3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「太田川清流の里再生計画」を達成するため、次の事業を一体的に行うものとする。

太田川清流塾構想(平成15年度～17年度)

[地域に多数ある都市農山村交流活動を組織的につなぎ、継続的な活動の展開を目指す]

6 計画期間

平成17年度～平成21年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を把握・公表するとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし